

平成 24 年 11 月 定例会

経済委員会説明資料

農 林 水 産 部

目

次

I 提 出 予 定 案 件

1 一般会計・特別会計予算 -----	1
(1) 歳 入 歳 出 予 算 -----	1
ア 総 括 表 -----	1
イ 課 別 主 要 事 項 説 明 -----	3
2 そ の 他 の 議 案 等 -----	7
(1) 条 例 案 -----	7

I 提出予定案件
 1 一般会計・特別会計予算
 (1) 歳入歳出予算
 ア 総括表
 一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳							一般財源
				特 定			財 源				
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県 債	
農 林 水 産 政 策 課	1, 177, 239	0	1, 177, 239	300				316, 591	20, 000		840, 348
農 村 振 興 課	2, 050, 520	14, 842	2, 065, 362	1, 173, 783	55, 997		10, 778	17, 330	187, 254	124, 000	(14, 842) 496, 220
農 業 基 盤 課	8, 160, 908	258, 015	8, 418, 923	(117, 200) 2, 734, 064	(35, 815) 550, 592			115, 720	50, 000	(101, 000) 1, 340, 000	(4, 000) 3, 628, 547
農林水産技術支援本部 (農林水産総合技術支援センター)	4, 682, 130	0	4, 682, 130	264, 993		17, 808	53, 049	64, 502	34, 201	1, 648, 000	2, 599, 577
とくしまブランド課 (安全安心農業室)	572, 230	0	572, 230	84, 548		105		5, 600			481, 977
畜 産 課	555, 852	0	555, 852	22, 185		8, 826	2, 470	3, 789			518, 582
水 産 課 (漁業調整室)	1, 988, 068	71, 980	2, 060, 048	(31, 000) 723, 173	(4, 480) 64, 370		21, 705	91, 767	2, 636	46, 000	(31, 000) 455, 000 655, 397
林 業 戦 略 課 (次世代プロジェクト推進室)	7, 502, 215	0	7, 502, 215	938, 129		264	23, 070	2, 620, 129	2, 468, 224	215, 000	1, 237, 399
森 林 整 備 課	6, 177, 854	431, 548	6, 609, 402	(186, 890) 3, 566, 831					98	6, 000	(228, 000) 2, 234, 000 747, 261
計	32, 867, 016	776, 385	33, 643, 401	(335, 090) 9, 508, 006	(40, 295) 726, 171	48, 708	181, 134	3, 146, 395	2, 811, 679	6, 016, 000	(41, 000) 11, 205, 308

注：() 数字は、補正額の財源の再掲である。

特別会計

(単位：千円)

区 分	会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳						
					国支出金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	繰越金	県 債
農 林 水 産 政 策 課	農 業 改 良 資 金 貸 付 金 特 別 会 計	66,863	0	66,863				12,050	805	54,008	
	林 業 改 善 資 金 貸 付 金 特 別 会 計	103,348	0	103,348				20,708	3,345	79,295	
	沿 岸 漁 業 改 善 資 金 貸 付 金 特 別 会 計	81,330	0	81,330				40,138	1,328	39,864	
	計	251,541	0	251,541				72,896	5,478	173,167	
林 業 戦 略 課 (次世代プロジェクト推進室)	県有林県行造林事業 特 別 会 計	<300> 146,683		<300> 146,683			<300> 51,939				
	港 湾 等 整 備 事 業 特 別 会 計	79	0	79		79		2,520	92,124	100	
	計	<300> 146,762		<300> 146,762		79	<300> 51,939				
合 計		<300> 398,303		<300> 398,303		79	<300> 51,939				
								75,416	97,602	173,267	

注：（ ）数字は、補正額の財源の再掲である。

県有林県行造林事業特別会計及び合計欄の< >数字は、教育委員会教育総務課所管の再掲で外数である。

イ 課別主要事項説明

農村振興課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
農 業 総 務 費	276,408	0	276,408	
山 村 振 興 対 策 事 業 費	354,000	0	354,000	
農 地 総 務 費	211,794	0	211,794	
土 地 改 良 費	564,318	14,842	579,160	① 県単独土地改良事業費 (14,842)
農 地 調 整 費	644,000	0	644,000	
農 村 振 興 課 合 計	2,050,520	14,842	2,065,362	

農業基盤課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
農 業 総 務 費	111,828	0	111,828	
農 地 総 務 費	3,594,714	0	3,594,714	
土 地 改 良 費	2,098,682	156,915	2,255,597	① 県営かんがい排水事業費 (18,000) ② 県単独土地改良事業費 (4,000) ③ 経営体育成基盤整備事業費 (134,915)
農 地 防 災 事 業 費	1,659,938	101,100	1,761,038	① 耕地地すべり防止事業費 (72,500) ② 県営老朽ため池等整備事業費 (6,500) ③ 地盤沈下対策事業費 (10,600) ④ 国営付帯県営農地防災事業費 (11,500)
農 地 調 整 費	35,176	0	35,176	
農地及び農業用施設 災 害 復 旧 費	630,570	0	630,570	
耕 地 海 岸 施 設 災 害 復 旧 費	30,000	0	30,000	
農 業 基 盤 課 合 計	8,160,908	258,015	8,418,923	

水産課

(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
水 産 業 総 務 費	334,160	0	334,160	
水 産 業 振 興 費	259,038	0	259,038	
水 産 業 協 同 組 合 指 導 費	46,534	0	46,534	
漁 業 調 整 費	48,928	0	48,928	
漁 業 取 締 費	83,347	0	83,347	
漁 港 管 理 費	43,361	0	43,361	
漁 港 建 設 費	992,700	71,980	1,064,680	① 水産物供給基盤機能保全事業費 (34,480) ② 漁港海岸保全施設整備事業費 (32,000) ③ 県単独漁港漁場整備事業費 (5,500)
漁港施設災害復旧費	180,000	0	180,000	
水 産 課 (漁 業 調 整 室) 合 計	1,988,068	71,980	2,060,048	

森林整備課

(ア) 一般会計

(単位: 千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
林 業 総 務 費	61,031	0	61,031	
林 業 振 興 指 導 費	251,816	0	251,816	
林 道 費	2,125,834	31,885	2,157,719	① 森林基盤整備事業費 (19,090) ② 県単独林道事業費 (12,795)
治 山 費	2,829,973	399,663	3,229,636	① 治山事業費 (295,800) ② 林野地すべり防止事業費 (66,000) ③ 県単独治山事業費 (12,863) ④ 国直轄事業負担金 (25,000)
災 害 林 道 復 旧 費	760,000	0	760,000	
治山施設災害復旧費 (農 林 水 産 施 設)	4,200	0	4,200	
治山施設災害復旧費 (土 木 施 設)	145,000	0	145,000	
森 林 整 備 課 合 計	6,177,854	431,548	6,609,402	

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県農林水産関係手数料条例の一部を改正する条例（農林水産政策課）

- ・改正の理由

養ほう振興法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。

- ・改正の概要

養ほう振興法の一部改正に併せて、法において使用している「はち」、「ほう」及び「みつ」の語句が、新たに常用漢字となった「蜂」及び「蜜」にそれぞれ改められたことに伴い、条例で引用している法の題名等を改めることとした。

- ・施行期日

平成25年1月1日から施行することとした。

イ 徳島県立農林水産総合技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（農林水産技術支援本部）

- ・改正の理由

徳島県立農林水産総合技術支援センターの充実強化を図るための再編に伴い、同センターの位置、組織等について所要の整備を行う必要がある。

- ・改正の概要

(ア) 徳島県立農林水産総合技術支援センター及び同センター病虫害防除所の位置を名西郡石井町に改めることとした。

(イ) その他所要の整備を行うこととした。

- ・施行期日

平成25年4月1日（一部については、同年2月1日）から施行することとした。

ウ 徳島県県産材利用促進条例（林業戦略課）

・制定の理由

県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等の役割を明らかにするとともに、県の実施する施策の基本となる事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本県林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展、中山間地域の活性化をはじめとする本県経済の振興、森林の有する多面的機能の向上を図り、もって現在及び将来の県民の豊かな自然に囲まれたゆとりのある生活の実現に寄与する必要がある。

・条例の概要

一 総則

- 1 この条例は、本県の林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展、中山間地域の活性化をはじめとする本県の経済の振興並びに森林の有する多面的機能の向上を図るため、県産材の利用の促進に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を明らかにするとともに、県産材の利用の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、県産材の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の豊かな自然に囲まれたゆとりのある生活の実現に寄与することを目的とすることとした。
- 2 県産材の利用の促進についての基本理念を定めることとした。
- 3 県の責務並びに県民等、森林所有者、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者の役割を定めることとした。

二 県産材の利用の促進に関する指針

知事は、県産材の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県産材の利用の促進に関する指針を策定することとした。

三 県産材の利用の促進に関する施策

- 1 県は、県産材の利用の促進及び県産材の供給の安定を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとした。
 - 一 森林資源の利用及び再生産を図るための森林の整備に関すること。
 - 二 県産材の生産に係る基盤の整備並びに森林施業の集約化及び人材の育成に関すること。
 - 三 県産材の加工及び流通の体制の整備に関すること。
 - 四 建築物、公共土木施設その他の工作物及びこれらに係る工事における県産材及び県産材を利用した製品の利用に関すること。
 - 五 合板、木質ボード等への加工、エネルギー源としての利用等の県産材の有効利用に関すること。

- 六 県産材の利用の促進を担う技術者等の育成に関すること。
- 七 県産材のブランド化及び産地の認証に関すること。
- 八 県産材の新たな用途の開発及び国内外への販路の拡大に関すること。
- 2 県は、自ら行う建築物の整備に当たっては、利用指針で定めるところにより、木造とすることが適当でないもの又は困難であると認められるもの以外のものについては、原則として木造とするものとした。
- 3 県は、自ら整備する建築物等において、県産材及び県産材を利用した製品の利用に努めるものとした。
- 4 県は、県産材の安定的な供給及び利用の推進が図られるよう、県産材その他の木材の流通等を把握するとともに、情報の提供に努めるものとした。
- 5 県は、森林の有する多面的機能及び木材の有する機能等を研究し、その成果及び県産材を利用する意義に関する知識の普及に努めるものとした。
- 6 県は、県民等が県産材に親しむための催しの開催等に努めるものとした。
- 7 県は、木育（県民の生活に必要な物資としての木の良さ及びその利用の意義を学ぶ活動をいう。）の推進に努めるものとした。
- 8 県は、県民等の間に広く県産材についての関心と理解を深めるとともに、積極的に県産材を利用する意欲を高めるため、県産材利用推進月間を十月に設けることとした。
- 9 県は、県産材の利用を促進するための拠点の整備に努めるものとした。
- 10 県は、県、市町村、県民等が協働して県産材の利用を推進することができる体制の整備に努めるものとした。
- 11 県は、木材産業事業者、学校等と連携し、県産材を利用した製品に児童等の発想を活用することができるよう努めるものとした。

四 雑則

- 1 県は、県産材の利用の促進に関し特に優れた取組を行なった者の顕彰を行うよう努めるものとした。
- 2 県は、県産材の利用の促進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとした。
- 3 知事は、県産材の利用の促進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならないこととした。
- 4 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。

・施行期日

平成25年4月1日から施行することとした。